

岐阜県建設業広域BCM認定制度実施要綱

1 趣旨

この実施要綱は、岐阜県が建設業関連団体における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

2 目的

岐阜県は災害時において、緊急輸送道路の確保をはじめ、社会インフラの早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては、地域の建設業の協力が必要不可欠である。

本制度は、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が策定する事業継続計画（BCP）とその改善に向けた継続的な活動を含めた事業継続マネジメント（以下「広域BCM」という。）を岐阜県が認定し、公表することにより、建設業全体の事業継続力を高める取り組みを推進し、もって本県の地域防災力の向上を目的とするものである。

3 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- （１）「審査要領」とは、県が公表する「岐阜県建設業広域BCM認定審査要領」をいう。
- （２）「審査」とは、申込された広域BCMについて、審査要領に示す審査基準に適合しているか否かについて審査することをいう。

4 認定の概要

（１）認定対象

岐阜県と災害応援協定を締結している県内建設業関連団体（※）

（※）特定の共同目的を達成するために、建設業許可を持つ県内建設企業又は県内建設関連企業（測量業者、地質調査業者、建設コンサルタント）から成る継続的結合体又はその連合体。ある団体の支部、分会その他の下部組織も含むものとする。但し、法人格の有無は問わない。

（２）認定の申込

本制度により広域BCMの認定を受けようとする団体は、審査要領に定める申込書類を整え、岐阜県知事あてに申し込むものとする。

（３）審査

知事は、書類審査及び外部有識者で構成する「岐阜県建設業広域BCM認定制度運用委員会」の意見を踏まえ、認定の適否を審査するものとする。

（４）認定証等の交付

知事は、審査結果をもとに、認定の可否を判断し、認定証（様式１）を交付する。認定されなかった団体に関しては、非認定通知書（様式２）を交付する。

（５）認定証の有効期間

認定証の有効期間は、認定日の属する年度から３年度後の３月３１日とする。

（６）不適合通知

知事は、申込において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、事実関係を確認したうえで不適合通知書（様式３）を交付する。

なお、不適合通知書の交付を受け団体からの再申込は、不適合通知書を交付した

日より1年間にわたり再申込を受付けないものとする。

(7) 認定の取消し

知事は、認定証の交付を受けた団体が次の事項に該当する場合は、認定取消し通知書（様式4）を交付する。

なお、①又は③に該当する場合で、認定取消し通知書の交付を受けた団体からの再申込については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受付けないものとする。

- ① 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合
- ② 岐阜県との災害応援協定締結が解除された場合
- ③ その他認定の取消しが必要と認められる場合

5 認定団体の公表

認定を受けた団体の名称は、岐阜県のホームページ上で公表する。

6 認定後の遵守事項

(1) 適切な運用・管理、改善

認定を受けた団体は、災害応援協定の実効性を高めるため、広域BCMの適切な運用・管理、改善に努めるものとする。

(2) 広域BCM認定事項の変更に係る報告及び協議（様式5）

認定証の有効期間内に、認定事項（記載内容）に変更があった場合は、すみやかに県に報告し承認を得るものとする。

なお、認定事項を大幅に変更する必要がある場合は、事前に県に協議を行うものとする。

7 その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(様式1)

第 号

岐阜県建設業広域事業継続マネジメント(BCM)

認 定 証

殿

貴団体が策定した広域事業継続マネジメントは、岐阜県建設業広域BCM認定制度の認定基準を満たしていることを証する。

年 月 日

認定期間 年 月 日から
 年 月 日まで

岐阜県知事

〇〇 〇〇

(様式2)

年 月 日

非認定通知書

殿

岐阜県知事 ○○ ○○

年 月 日に申込のあった岐阜県建設業広域B C M認定について、
審査の結果、下記理由により認定できません。

記

- ・
- ・
- ・

(様式3)

年 月 日

不適合通知書

殿

岐阜県知事 ○○ ○○

年 月 日に申込のあった岐阜県建設業広域BCM認定について、
審査の結果、下記理由により不適合とします。

記

- ・
- ・
- ・

注) 本通知書を交付した日より1年間にわたり「岐阜県建設業広域BCM認定申込」を受け付けません(岐阜県建設業広域BCM認定制度実施要綱4(6))

(様式4)

年 月 日

認定取消し通知書

殿

岐阜県知事 ○○ ○○

年 月 日付で認定した岐阜県建設業広域事業継続マネジメント（BCM）について、下記理由により認定を取消します。

記

- ・
- ・
- ・

注）本通知書を交付した日より1年間にわたり「岐阜県建設業広域BCM認定申込」を受け付けません（岐阜県建設業広域BCM認定制度実施要綱4（7））

(様式5)

岐阜県建設業広域BCM認定事項の変更に関する
[報告 ・ 協議]

年 月 日

岐阜県知事 ○○ ○○ 様

ふ り が な
団 体 名

ふ り が な
代表者・役職・氏名

所 在 地

電 話

年 月 日付認定の当団体における広域事業継続マネジメント（BCM）を、次のとおり変更しますので [報告 ・ 協議] します。

変更事項

変更前	変更後

添付書類

・「岐阜県建設業広域BCM認定」申込書類において変更した箇所が分かる書類

【担当窓口】

所属部署・役職：

氏 名：

連 絡 先：TEL

FAX

E-mail